

設計図書等に関する回答書

令和7年8月1日

福島県いわき建設事務所長

委託業務番号	第 25-41380-0148 号
委託業務名	河川（交付）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 下部工（A1橋台 A2橋台）の引渡し予定日をご教示願います。 2. 上部工架設可能時期をご教示願います。 3. 上部工着手時、河川内の護岸は、完成済みであると考えてよろしいでしょうか。 4. 架設時のA1施工ヤードは、上部工架設要領図のようにヤードが確保でき、クレーンは設置可能な平らな平面で埋め戻されていると考えてよろしいでしょうか。 5. 架設時のA2施工ヤードは、上部工架設要領図のようにヤードが確保でき、クレーンは設置可能な平らな平面で埋め戻されていると考えてよろしいでしょうか。 6. 架設クレーン及び施工ヤードに敷鉄板が必要になった場合には、変更協議可能でしょうか。 7. 関連工事は、特記仕様書 第11章 関連工事 工事名「河川（交付）工事（橋梁下部）」のみと考えてよろしいでしょうか。 8. 桁製作、支承製作の状況等によって工期内での完成が難しい場合は、工期延長の変更協議は可能でしょうか。 9. 非出水期、出水期の期間をご教示願います。 10. 上部工の架設以降の現場施工は、出水期となりますが、施工可能と考えてよろしいでしょうか。 	
回 答 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和8年4月上旬を想定しております。 2. 令和8年4月上旬以降を想定しております。 3. 御理解のとおりです。 4. 御理解のとおりです。 5. 御理解のとおりです。 6. 施工条件変更等の事実が確認され、必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第18条に基づき変更設計の対象とします。 7. 御理解のとおりです。 8. 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、福島県工事請負契約約款第22条に基づき協議の対象とします。 9. 非出水期は11月1日から5月31日まで、出水期は6月1日から10月31日までです。 10. 御理解のとおりです。 	

設計図書等に関する回答書

令和7年8月1日

福島県いわき建設事務所長

委託業務番号	第 25-41380-0148 号
委託業務名	河川（交付）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>・ 図面、金抜き設計書について以下のとおりご質問いたします。</p> <p>① 図面（17/25）上部工架設要領図 について、A1 橋台背面に図示されている軌道の高さ調整鋼材（ベント等）が必要な場合は、別途協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>② いわき市道 台・須賀線について、工事期間（主桁架設機械組立～解体迄の期間）中は、常時通行止めが可能でしょうか。または、規制条件を明示願います。</p> <p>③ 金抜き設計書 施工内訳書（頁 0-0020）－架設機械器具経費 について、「引出し設備」が計上されておりません。A1 橋台背面で組立てた架設桁を架設地点に引出す時や軌道上に取卸した主桁を架設桁上に引出す時に「引出し設備」が必要となった場合は、別途協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	
回 答 事 項	
<p>① 施工条件変更等の事実が確認され、必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第18条に基づき変更設計の対象とします。</p> <p>② 仮橋を通行させているいわき市道台・須賀線の交通規制は想定しておりません。</p> <p>③ 施工条件変更等の事実が確認され、必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第18条に基づき変更設計の対象とします。</p>	

設計図書等に関する回答書

令和7年8月1日

福島県いわき建設事務所長

委託業務番号	第 25-41380-0148 号
委託業務名	河川（交付）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 下部工の引渡し時期についてご教示願います。</p> <p>2. 上部工着手可能時期および桁架設可能時期についてご教示願います。</p> <p>3. 現場条件や市場の影響による資材の調達遅延等により工期内完成が難しい場合、工期延長については協議可能でしょうか。</p> <p>4. 技術提案（桁架設時の安全確保に関する技術提案）について、桁架設時とは桁の工場出荷から架設完了後の横組工開始前までの期間と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. A2 橋台側にクレーン等の進入・配置は可能でしょうか。</p> <p>6. 採用単価表について、F2420 膨張コンクリートの金額が 27,000 円となっておりますがこの金額に高炉セメント B 種使用割増額 200 円は含まれているのでしょうか。</p> <p>7. 様式 9 号（その 1）の工期開始日は、落札者決定日（令和 7 年 9 月 25 日）の翌日 9 月 26 日としてよろしいでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 令和 8 年 4 月上旬を想定しております。</p> <p>2. 令和 8 年 4 月上旬以降を想定しております。</p> <p>3. 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、福島県工事請負契約約款第 22 条に基づき協議の対象とします。</p> <p>4. 桁現場搬入後から横組工開始までの期間です。</p> <p>5. A 2 橋台側にクレーン等の進入・配置は可能です。</p>	

6. 金抜設計書を修正しましたので、閲覧図書「kinnuki3.pdf」「kinnuki4.xlsx」をご確認ください。
F2420 膨張コンクリートの金額 27,000 円に高炉セメント B 種使用割増額 200 円は含まれております。
7. 御理解のとおりです。

設計図書等に関する回答書

令和7年8月1日

福島県いわき建設事務所長

委託業務番号	第 25-41380-0148 号
委託業務名	河川（交付）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 関連工事の河川（住関）工事（橋梁下部）の完成時期と上部工架設時期は何時頃を想定されておりますか。</p> <p>2. 配置技術者について</p> <p>①. 本工事では、工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者を配置する事が可能でしょうか。その場合、（様式6号、7号）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に記載する技術者は、架設工事に配置する技術者のみと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②. 工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者配置が可能な場合、工場製作時に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、他工事との兼務可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③. 架設工以降に配置する技術者は架設工事着手時に専任が可能であれば、現在他工事に従事中でも申請可能であると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 評価基準※14、技術提案項目1「桁架設時の安全確保に関する技術提案」には桁の輸送も含まれるのでしょうか。</p> <p>4. 作業ヤード・搬入路等において敷鉄板等の補強が必要となった場合は、設計変更の対象となりますか。</p> <p>5. 諸々の状況等によって工期内での完成が難しい場合には、工期延長の協議変更は可能でしょうか。</p>	

回 答 事 項

1. 関連工事の河川（住関）工事（橋梁下部）の完成時期は令和8年3月下旬を想定しております。
上部工架設時期は令和8年4月上旬以降を想定しております。
2. 配置技術者について
 - ① 御理解のとおりです。
 - ② 御理解のとおりです。
 - ③ 御理解のとおりです。
3. 含まれません。
4. 施工条件変更等の事実が確認され、必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第18条に基づき変更設計の対象とします。
5. 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、福島県工事請負契約約款第22条に基づき協議の対象とします。